

平成20年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

沖縄県監査委員報告第9号
平成21年12月17日

沖縄県議会議長 高嶺 善伸 殿
沖縄県知事 仲井眞弘多 殿
沖縄県教育委員会委員長 比嘉 梨香 殿
沖縄県公安委員会委員長 安里 昌利 殿

沖縄県監査委員 又 吉 春 三
沖縄県監査委員 幸 地 啓 子
沖縄県監査委員 嘉 陽 宗 儀
沖縄県監査委員 池 間 淳

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1 監査の概要 | 1 |
| 1 監査対象年度及び監査実施期間 | 1 |
| 2 監査の実施方法及び実施方針 | 1 |
| 3 監査実施機関数及び実施状況 | 2 |
| 第2 監査結果の概要 | 8 |
| (1) 財務に関する監査の指摘事項 | 8 |
| (2) 事務に関する監査の指摘事項 | 9 |
| (3) 部局別件数 | 9 |
| (4) 監査所見 | 10 |
| 第3 部局別の指摘事項 | 12 |
| ○ 総務部 | 12 |
| (1) 財務に関する事項 | 12 |
| [収入] | 12 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 12 |
| [支出] | 12 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 12 |
| ② 旅費が過払いとなっていたもの | 13 |
| ○ 企画部 | 13 |
| (1) 財務に関する事項 | 13 |
| [支出] | 13 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 13 |
| [財産] | 13 |
| ① 公有財産の管理が適正でなかったもの | 13 |
| ○ 文化環境部 | 14 |
| (1) 財務に関する事項 | 14 |
| [支出] | 14 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 14 |
| ○ 福祉保健部 | 14 |
| (1) 財務に関する事項 | 14 |
| [収入] | 14 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 14 |
| ② 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 15 |
| [支出] | 15 |

| | |
|---------------------------------|----|
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 15 |
| ② 旅費が過払いとなっていたもの | 15 |
| ③ 通信運搬費の執行が適正でなかったもの | 15 |
| ④ 支払い遅延により不経済支出となっていたもの | 15 |
| (2) 事務に関する事項 | 16 |
| ① 証紙の消印等がなかったもの | 16 |
| ○ 農林水産部 | 16 |
| (1) 財務に関する事項 | 16 |
| [収入] | 16 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 16 |
| ② 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 16 |
| ③ 収納金の払い込みが遅延していたもの | 16 |
| [支出] | 17 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 17 |
| ② 賃金が不足払いとなっていたもの | 17 |
| ○ 観光商工部 | 17 |
| (1) 財務に関する事項 | 17 |
| [収入] | 17 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 17 |
| ② 国庫補助金の早期受入れを要するもの | 18 |
| ③ 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 18 |
| [支出] | 18 |
| ① 給与が不足払いとなっていたもの | 18 |
| ② 支出負担行為が遅れていたもの | 18 |
| ○ 土木建築部 | 18 |
| (1) 財務に関する事項 | 18 |
| [収入] | 18 |
| ① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの | 18 |
| ② 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 19 |
| ③ 土地貸付事務が適正でなかったもの | 19 |
| [支出] | 19 |
| ① 給与が過払いとなっていたもの | 19 |
| ② 支出負担行為の遅れ及び検査調書の未作成があったもの | 19 |
| [契約] | 20 |
| ① 随意契約事務が適正でなかったもの | 20 |

| | |
|---------------------------|----|
| [財 産] | 20 |
| ① 物品の管理が適正でなかったもの | 20 |
| ○ 企業局 | 20 |
| (1) 財務に関する事項 | 20 |
| [収 入] | 20 |
| ① 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 20 |
| ○ 病院事業局 | 20 |
| (1) 財務に関する事項 | 20 |
| [収 入] | 20 |
| ① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの | 20 |
| ② 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 21 |
| [支 出] | 21 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 21 |
| ② 旅費が過払いとなっていたもの | 22 |
| ③ 委託料の支払いが遅延していたもの | 22 |
| [契 約] | 22 |
| ① 予定価格調書が作成されていなかったもの | 22 |
| ② 契約書が作成されていなかったもの | 22 |
| (2) 事務に関する事項 | 22 |
| ① 診療報酬請求事務について努力を要するもの | 22 |
| ② 実地たな卸表が作成されていなかったもの | 23 |
| ○ 教育庁 | 23 |
| (1) 財務に関する事項 | 23 |
| [収 入] | 23 |
| ① 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 23 |
| [支 出] | 23 |
| ① 給与が過不足払いとなっていたもの | 23 |
| [財 産] | 24 |
| ① 公有財産の管理が適正でなかったもの | 24 |
| ○ 警察本部 | 24 |
| (1) 財務に関する事項 | 24 |
| [収 入] | 24 |
| ① 徴収に努力を要するもの | 24 |

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成20年度
- (2) 監査実施期間 平成21年1月14日から平成21年8月20日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 収入事務の適正化と収入の確保について
- (イ) 委託業務の執行について
- (ウ) 補助金の支出事務について

イ 事務に関する事項

(ア) 指定管理者制度の効果等について

(イ) 財産の管理及び処分について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

| 部 局 名 | 監 査 対 象 機 関 数 | 監 査 実 施 機 関 数 | 左 の 内 訳 | |
|--------------|------------------|------------------|---------|------|
| | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 知 事 公 室 | 6 | 6 | 6 | 0 |
| 総 務 部 | 16 | 16 | 16 | 0 |
| 企 画 部 | 18 | 18 | 18 | 0 |
| 文 化 環 境 部 | 11 | 11 | 11 | 0 |
| 福 祉 保 健 部 | 27 | 27 | 27 | 0 |
| 農 林 水 産 部 | 36 | 36 | 36 | 0 |
| 観 光 商 工 部 | 13 | 13 | 13 | 0 |
| 土 木 建 築 部 | 26 | 26 | 26 | 0 |
| 出 納 事 務 局 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| 企 業 局 | 8 | 8 | 6 | 2 |
| 病 院 事 業 局 | 7 | 7 | 7 | 0 |
| 議 会 事 務 局 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 教 育 庁 | 107 | 107 | 63 | 44 |
| 警 察 本 部 | 45 | 45 | 37 | 8 |
| その他の行政委員会事務局 | 4 | 4 | 4 | 0 |
| 合 計 | 327 | 327 | 273 | 54 |

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|---------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 知事公室 | | 水産海洋研究センター | 平成21年 3月11日 |
| 本庁各課 | 平成21年 7月16日～7月17日 | | 〃 4月15日 |
| | 〃 8月 7日 | 水産海洋研究センター石垣支所 | 〃 6月 4日 |
| 消防学校 | 〃 3月11日 | | 〃 7月14日 |
| | 〃 4月14日 | 工業技術センター | 〃 3月17日 |
| | | | 〃 4月28日 |
| 総務部 | | 文化環境部 | |
| 本庁各課 | 平成21年 7月14日～7月15日 | 本庁各課 | 平成21年 7月21日～7月24日 |
| | 〃 8月12日 | | 〃 8月 5日 |
| 東京事務所 | 〃 2月26日～2月27日 | 県民生活センター | 〃 3月12日 |
| | 〃 3月13日 | | 〃 4月22日 |
| 自治研修所 | 〃 3月10日 | 計量検定所 | 〃 4月24日 |
| | 〃 4月22日 | | 〃 5月15日 |
| 名護県税事務所 | 〃 4月14日～4月15日 | 県立芸術大学 | 〃 5月26日～5月27日 |
| | 〃 5月12日 | | 〃 6月11日 |
| コザ県税事務所 | 〃 5月12日～5月13日 | 平和祈念資料館 | 〃 2月 5日 |
| | 〃 6月 5日 | | 〃 3月11日 |
| 那覇県税事務所 | 〃 6月11日～6月12日 | | |
| | 〃 7月14日 | 福祉保健部 | |
| 自動車税事務所 | 〃 6月16日 | 本庁各課 | 平成21年 7月28日～7月31日 |
| | 〃 7月16日 | | 〃 8月 6日 |
| 宮古事務所各課 | 〃 5月19日～5月20日 | 北部福祉保健所 | 〃 4月14日～4月15日 |
| | 〃 6月18日 | | 〃 5月12日 |
| 八重山事務所各課 | 〃 6月 2日～6月 3日 | 中部福祉保健所 | 〃 3月18日～3月19日 |
| | 〃 7月22日 | | 〃 4月14日 |
| 企画部 | | 南部福祉保健所 | 〃 3月18日～3月19日 |
| 本庁各課 | 平成21年 7月21日～7月24日 | | 〃 4月22日 |
| | 〃 8月 6日 | 中央保健所 | 〃 3月18日～3月19日 |
| 海洋深層水研究所 | 〃 2月13日 | | 〃 4日21日 |
| | 〃 3月 9日 | 宮古福祉保健所 | 〃 5月19日～5月20日 |
| 畜産研究センター | 〃 3月 5日～3月 6日 | | 〃 7月 7日 |
| | 〃 4月17日 | 八重山福祉保健所 | 〃 6月 2日～6月 3日 |
| 農業研究センター | 〃 4月21日～4月22日 | | 〃 7月23日 |
| | 〃 5月 8日 | 県立看護大学 | 〃 5月26日～5月27日 |
| 農業研究センター名護支所 | 〃 4月16日 | | 〃 6月10日 |
| | 〃 5月29日 | 浦添看護学校 | 〃 5月14日 |
| 農業研究センター宮古島支所 | 〃 5月22日 | | 〃 6月 9日 |
| | 〃 6月19日 | 「首里厚生園」 | 〃 2月26日 |
| 農業研究センター石垣支所 | 〃 6月 5日 | | 〃 3月27日 |
| | 〃 7月14日 | 女性相談所 | 〃 2月 6日 |
| 森林資源研究センター | 〃 2月 5日 | | 〃 3月18日 |
| | 〃 3月16日 | 若夏学院 | 〃 3月12日 |
| | | | 〃 4月13日 |

| 監 査 実 施 機 関 | 監 査 実 施 期 日 | 監 査 実 施 機 関 | 監 査 実 施 期 日 |
|---------------------|-------------------------------------------|-------------|------------------------------|
| 中央児童相談所 | 平成21年 5月14日～5月15日 " 6月 9日 | 南部林業事務所 | 平成21年 3月10日 " 4月21日 |
| コザ児童相談所 | " 5月15日 " 6月 9日 | 栽培漁業センター | " 4月17日 " 5月19日 |
| 身体障害者更生相談所 | " 2月25日 " 3月27日 | 水産業改良普及センター | " 3月12日 " 4月15日 |
| 総合精神保健福祉センター | " 3月11日 " 4月22日 | 観 光 商 工 部 | |
| 衛生環境研究所 | " 3月13日 " 4月24日 | 本庁各課 | 平成21年 8月 4日～8月 6日 " 8月12日 |
| 動物愛護管理センター | " 3月10日 " 4月21日 | 大阪事務所 | " 2月26日～2月27日 " 3月12日 |
| 中央食肉衛生検査所 | " 3月13日 " 4月24日 | 具志川職業能力開発校 | " 3月17日 " 4月28日 |
| 北部食肉衛生検査所 | " 3月 3日 " 4月15日 | 浦添職業能力開発校 | " 3月17日 " 4月13日 |
| 農 林 水 産 部 | | 土 木 建 築 部 | |
| 本庁各課 | 平成21年 7月14日～7月17日 " 8月 5日 | 本庁各課 | 平成21年 7月28日～7月31日 " 8月 7日 |
| 北部農林水産振興 センター各課 | " 3月 3日～3月 5日 " 4月14日 | 北部土木事務所 | " 4月14日～4月16日 " 5月19日 |
| 宮古農林水産振興 センター各課 | " 5月19日～5月22日 " 6月18日 | 中部土木事務所 | " 5月13日～5月15日 " 6月10日 |
| 八重山農林水産振興 センター各課 | " 6月 1日・6月 5日 " 6月16日～6月17日 " 7月22日 | 南部土木事務所 | " 6月17日～6月19日 " 7月14日 |
| 中央卸売市場 | " 2月24日 " 3月19日 | 宮古土木事務所 | " 5月21日～5月22日 " 7月 8日 |
| 中央家畜保健衛生所 | " 6月12日 " 7月24日 | 八重山土木事務所 | " 6月18日～6月19日 " 7月13日 |
| 家畜衛生試験場 | " 4月21日 " 5月14日 | 中城湾港建設事務所 | " 4月23日～4月24日 " 5月20日 |
| 家畜改良センター | " 3月 4日 " 4月15日 | 下地島空港管理事務所 | " 5月21日 " 6月19日 |
| 病虫害防除技術センター | " 3月13日 " 4月21日 | 沖縄県ダム事務所 | " 4月21日～4月22日 " 5月13日 |
| 中部農業改良普及センター | " 2月27日 " 3月26日 | 下水道管理事務所 | " 5月12日～5月13日 " 6月 5日 |
| 南部農業改良普及センター | " 4月23日 " 5月14日 | 下水道建設事務所 | " 5月12日 " 6月11日 |
| 農業大学校 | " 4月16日 " 5月29日 | 新石垣空港建設事務所 | 平成21年 6月 4日 " 7月13日 |
| 中部農林土木事務所 | " 5月26日～5月27日 " 6月 9日 | 出 納 事 務 局 | 平成21年 7月 7日 " 8月10日 |
| 南部農林土木事務所 | " 4月22日～4月24日 " 5月15日 | | |

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|--------------------|-------------------|-----------|-------------|
| 企業局 | | 埋蔵文化財センター | 平成21年 2月13日 |
| 本庁各課 | 平成21年 6月30日～7月 2日 | | " 3月13日 |
| | " 8月10日 | 名護青年の家 | " 2月 3日 |
| 久志浄水管理事務所 | " 3月 6日 | | " 3月16日 |
| | " 4月14日 | 石川少年自然の家 | " 1月27日 |
| 北谷浄水管理事務所 | " 2月24日 | | " 2月 5日 |
| | " 3月26日 | 玉城少年自然の家 | " 1月20日 |
| 水質管理事務所 | " 2月25日 | 本部高等学校 | " 2月 4日 |
| | " 3月26日 | | " 3月10日 |
| 病院事業局 | | 前原高等学校 | " 1月16日 |
| 本庁各課 | 平成21年 7月 8日～7月 9日 | | " 2月 5日 |
| | " 8月 4日 | 美里高等学校 | " 1月23日 |
| 北部病院 | " 6月 9日～6月11日 | コザ高等学校 | " 1月15日 |
| | " 7月16日 | | " 2月27日 |
| 中部病院 | " 6月16日～6月18日 | 北谷高等学校 | " 1月15日 |
| | " 7月17日 | | " 2月 3日 |
| 南部医療センター・こども医療センター | " 6月 9日～6月11日 | 北中城高等学校 | " 1月30日 |
| | " 7月15日 | | " 2月19日 |
| 宮古病院 | " 6月24日～6月26日 | 宜野湾高等学校 | " 1月16日 |
| | " 7月 7日 | | " 2月 3日 |
| 八重山病院 | " 6月24日～6月26日 | 西原高等学校 | " 1月14日 |
| | " 7月23日 | | |
| 精和病院 | " 6月 9日～6月10日 | 浦添高等学校 | " 1月27日 |
| | " 7月15日 | | " 3月 5日 |
| 教育庁 | | 那覇国際高等学校 | " 1月23日 |
| 本庁各課 | 平成21年 8月 4日～8月 6日 | 開邦高等学校 | " 1月14日 |
| | " 8月11日 | | " 2月27日 |
| 国頭教育事務所 | " 3月 5日～3月 6日 | 那覇高等学校 | " 1月27日 |
| | " 4月17日 | 那覇西高等学校 | " 1月20日 |
| 中頭教育事務所 | " 2月 9日～2月10日 | | " 2月17日 |
| | " 3月 6日 | 豊見城高等学校 | " 1月15日 |
| 那覇教育事務所 | " 2月 3日～2月 4日 | | " 2月18日 |
| | " 3月 6日 | 豊見城南高等学校 | " 1月21日 |
| 島尻教育事務所 | " 1月28日～1月29日 | | " 2月18日 |
| | " 2月12日 | 南風原高等学校 | " 1月22日 |
| 宮古教育事務所 | " 2月17日～2月18日 | | " 3月 5日 |
| | " 3月 9日 | 向陽高等学校 | " 1月23日 |
| 八重山教育事務所 | " 2月17日～2月18日 | 知念高等学校 | " 1月22日 |
| | " 3月18日 | 糸満高等学校 | " 1月21日 |
| 総合教育センター | " 2月 3日～2月 4日 | 久米島高等学校 | " 2月12日 |
| | " 3月 6日 | | " 3月 9日 |
| 県立博物館・美術館 | " 2月10日 | 八重山高等学校 | " 2月17日 |
| | " 3月13日 | | " 3月18日 |
| 県立図書館 | " 2月 9日 | | |
| | " 3月18日 | | |

| 監査実施機関 | 監査実施期日 | 監査実施機関 | 監査実施期日 |
|----------------------------|------------------------|------------|-----------------------------|
| 中部農林高等学校 | 平成21年 1月21日 " 3月 5日 | 警察本部 | |
| 八重山農林高等学校 | " 2月19日 " 3月18日 | 本庁各課 | 平成21年6月30日～7月 3日 " 8月 4日 |
| 美里工業高等学校 | " 1月28日 " 2月19日 | 警察学校 | " 2月 5日 " 3月26日 |
| 那覇工業高等学校 | " 1月16日 " 2月27日 | 那覇警察署 | " 2月24日～2月25日 " 3月 4日 |
| 南部工業高等学校 | " 1月29日 " 2月12日 | 浦添警察署 | " 2月13日 " 3月12日 |
| 八重山商工高等学校 | " 2月18日 " 3月19日 | 宜野湾警察署 | " 2月12日 " 3月19日 |
| 那覇商業高等学校 | " 1月28日 " 2月17日 | 嘉手納警察署 | " 2月 6日 " 3月23日 |
| 沖縄水産高等学校 | " 1月30日 | 宮古島警察署 | " 2月20日 " 3月10日 |
| 宮古総合実業高等学校・宮古農林高等学校・翔南高等学校 | " 2月19日 " 3月 9日 | 八重山警察署 | " 2月19日 " 3月17日 |
| 泊高等学校 | " 1月29日 " 2月27日 | 議会事務局 | 平成21年8月 7日 " 8月17日 |
| 沖縄盲学校 | " 2月12日 " 3月 6日 | 監査委員事務局 | 平成21年7月 9日 |
| 沖縄ろう学校 | " 1月14日 | 人事委員会事務局 | 平成21年7月 8日 " 7月30日 |
| 名護養護学校 | " 2月 6日 " 3月10日 | 労働委員会事務局 | 平成21年7月 7日 " 8月18日 |
| 美咲養護学校 | " 1月22日 | 選挙管理委員会事務局 | 平成21年7月21日 " 8月 6日 |
| 大平養護学校 | " 1月30日 | | |
| 鏡が丘養護学校 | " 2月10日 " 3月12日 | | |
| 沖縄高等養護学校 | " 1月20日 " 3月 5日 | | |

注：監査対象機関は平成21年4月1日現在で表記してある。ただし、廃止になった機関は「 」書きで旧機関名を表記してある。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成21年8月1日から8月20日までの間で実施した。

| 部 局 名 | 監 査 実 施 機 関 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企 業 局 | 石川浄水管理事務所、西原浄水管理事務所 |
| 教 育 庁 | 実習船運営事務所、糸満青年の家、宮古少年自然の家、石垣少年自然の家 辺土名高等学校、北山高等学校、名護高等学校、宜野座高等学校 石川高等学校、与勝高等学校、与勝緑が丘中学校、読谷高等学校 嘉手納高等学校、具志川高等学校、球陽高等学校、普天間高等学校 陽明高等学校、首里高等学校、首里東高等学校、真和志高等学校 小禄高等学校、宮古高等学校、伊良部高等学校、北部農林高等学校 南部農林高等学校、「北部工業高等学校」、未来工科高等学校 浦添工業高等学校、沖縄工業高等学校、宮古工業高等学校 「名護商業高等学校」、名護商工高等学校、具志川商業高等学校 中部商業高等学校、浦添商業高等学校、南部商業高等学校、島尻養護学校 西崎養護学校、宮古養護学校、八重山養護学校、泡瀬養護学校、桜野養護学校 那覇養護学校、森川養護学校 |
| 警 察 本 部 | 豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、沖縄警察署、うるま警察署 石川警察署、名護警察署、本部警察署 |

注：監査対象機関は平成21年4月1日現在で表記してある。ただし、廃止になった機関は「 」書きで旧機関名を表記してある。

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていた。しかし、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置が講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第3 部局別の指摘事項」に記述してある。

(1) 財務に関する監査の指摘事項

ア 収入に関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件 数 | 対 象 機 関 |
|-------------------------------|-----|-------------------------------|
| 徴収に努力を要するもの | 14 | 税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課ほか11機関 |
| 債権の管理と回収に努める必要があるもの | 8 | 青少年・児童家庭課ほか22機関 |
| 収納金の払い込みが遅延していたもの | 1 | 農業大学校 |
| 国庫補助金の早期受入を要するもの | 1 | 情報産業振興課 |
| 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの | 1 | 住宅課 |
| 土地貸付事務が適正でなかったもの | 1 | 下地島空港管理事務所 |
| 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの | 1 | 県立病院課、各県立病院 |
| 計 | 27 | |

イ 支出に関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件 数 | 対 象 機 関 |
|---------------------------|-----|--------------------------|
| 給与が過不足払いとなっていたもの | 25 | 人事課、那覇県税事務所ほか18機関 |
| 旅費が過払いとなっていたもの | 4 | 人事課、動物愛護管理センター、北部病院八重山病院 |
| 通信運搬費の執行が適正でなかったもの | 1 | 北部福祉保健所 |
| 支払い遅延により不経済支出となっていたもの | 1 | 中部福祉保健所 |
| 賃金が不足払いとなっていたもの | 1 | 中部農業改良普及センター |
| 支出負担行為が遅れていたもの | 1 | 観光振興課、産業政策課 |
| 支出負担行為の遅れ及び検査調書の未作成があったもの | 3 | 建築指導課、中部土木事務所 |
| 委託料の支払いが遅延していたもの | 1 | 県立病院課 |
| 計 | 37 | |

ウ 契約に関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件 数 | 対 象 機 関 |
|---------------------|-----|--------------------|
| 随意契約事務が適正でなかったもの | 1 | 宮古土木事務所 |
| 予定価格調書が作成されていなかったもの | 1 | 南部医療センター・こども医療センター |
| 契約書が作成されていなかったもの | 1 | 精和病院 |
| 計 | 3 | |

エ 財産に関するもの

| 指 摘 の 内 容 | 件 数 | 対 象 機 関 |
|-------------------|-----|-------------------------|
| 公有財産の管理が適正でなかったもの | 3 | 農業研究センター、県立図書館、石川少年自然の家 |
| 物品の管理が適正でなかったもの | 1 | 宮古土木事務所、新石垣空港建設事務所 |
| 計 | 4 | |

(2) 事務に関する監査の指摘事項

| 指 摘 の 内 容 | 件 数 | 対 象 機 関 |
|----------------------|-----|-------------|
| 証紙の消印等がなかったもの | 1 | 浦添看護学校 |
| 診療報酬請求事務について努力を要するもの | 1 | 県立病院課、各県立病院 |
| 実地たな卸表が作成されていなかったもの | 1 | 精和病院 |
| 計 | 3 | |

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

| 部 局 名 | 財 務 監 査 事 項 | | | | | | | 事務監査 事 項 |
|--------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------------|
| | 予 算 | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 財 産 | 工 事 | 計 | |
| 知 事 公 室 | | | | | | | | |
| 総 務 部 | | 2 | 5 | | | | 7 | |
| 企 画 部 | | | 2 | | 1 | | 3 | |
| 文化環境部 | | | 2 | | | | 2 | |
| 福祉保健部 | | 8 | 5 | | | | 13 | 1 |
| 農林水産部 | | 5 | 3 | | | | 8 | |
| 観光商工部 | | 3 | 2 | | | | 5 | |
| 土木建築部 | | 4 | 4 | 1 | 1 | | 10 | |
| 出納事務局 | | | | | | | | |
| 企業局 | | 1 | | | | | 1 | |
| 病院事業局 | | 2 | 10 | 2 | | | 14 | 2 |
| 議会事務局 | | | | | | | | |
| 教育庁 | | 1 | 4 | | 2 | | 7 | |
| 警察本部 | | 1 | | | | | 1 | |
| その他の行政委員会事務局 | | | | | | | | |
| 計 | | 27 | 37 | 3 | 4 | | 71 | 3 |

(4) 監査所見

ア 収入未済額の縮減について

収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて 193 億 3,971 万円余で、前年度に比べ 74 億 6,937 万円余 (62.9%) と大幅に増加している。その主な要因は、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の工事談合に係る違約金 73 億 3,269 万円である。

税源移譲により増加した個人県民税の収入未済額は、前年度より 16.0%増の 26 億 4,652 万円余となっている。

一般会計の県営住宅使用料、児童福祉施設負担金、生活保護費返還金、特別会計の小規模企業者等設備導入資金、農業改良資金、母子寡婦福祉資金等の収入未済額は依然として多額である。

また、医業未収金 (個人負担分) は、前年度に比べ 2.8 %増加し、17 億 9,511 万円余と多額になっている。

収入未済額については、徴収対策チームの設置、関係機関との連携強化、滞納処分等の推進等により縮減に努めているが、前年度に比べ増加傾向にある。

財源の確保と負担の公平の観点から、収入未済額の縮減は極めて重要な課題であり、各部局においては、適切な債権管理と効果的な徴収対策を講じて、一層の縮減と発生防止に努められたい。

イ 給与支給事務等の適正化について

給与、旅費の過不足払いなどの事例があった。

その主な要因は、給与事務担当者の習熟度不足に起因するものである。内部体制を強化し、支給要件、勤務実態等の確認の徹底を図るなど再発防止に努める必要がある。

ウ 契約事務等の適正化について

委託料や補助金に係る支出負担行為が遅れていたもの、履行確認を怠って委託料の支払遅延となっていたものなど、財務規則に基づかない事務処理を行っているものがあった。

また、電気料金を期限内に支払わなかったことから遅収加算額が生じ、不経済支出になっていた。

関係法令に基づく事務処理等に努める必要がある。

エ 財産管理の適正化について

取得した施設用地について、所有権移転がされていない事例、土地貸付けに当たって求積図がない事例があった。

また、取得した空港模型等について備品台帳に登録されていないものがあった。

公有財産規則等に基づき適切な管理に努める必要がある。

オ 事務処理の適正化について

必要枚数以上に郵便切手を保有していた事例、入学願書に係る証紙に消印がなく、証紙収納簿への登記がされていない事例があった。適正な事務処理に努める必要がある。

県立病院の診療請求事務においては、レセプトの過誤・返戻率が前年度より上回っている病院があり、点検を一層強化し、その低減に努める必要がある。

第3 部局別の指摘事項

○ 総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ178,645,041円増加している。引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

| | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 収納率 |
|--------|-----------------|-----------------|-------------|---------------|------|
| 平成20年度 | 111,446,040,063 | 106,673,811,053 | 423,351,197 | 4,352,545,820 | 95.7 |
| 平成19年度 | 110,966,003,231 | 106,236,129,625 | 571,234,995 | 4,173,900,779 | 95.7 |
| 対前年度比 | 100.4 | 100.4 | 74.1 | 104.3 | — |

(円、%)

(税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

| 事項 | 収入未済額 | 調定額に 対する割合 | 対前年度増加率 |
|-------|-------------|---------------|---------|
| 土地貸付料 | 71,872,348円 | 9.4% | 9.7% |

(管財課)

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後修正されている。

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、72,326円が過払いとなっていた。

(人事課)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、96,434円が過払いとなっていた。

(那覇県税事務所)

住居手当の支給に当たって、転居に伴い支給要件が喪失していたにもかかわらず同手当を支給したため、108,000円が過払いとなっていた。(コザ県税事務所)

育児休業及び育児短時間勤務の職員に係る6月期の期末手当の期間率を誤ったため、90,675円が不足払いとなっていた。(自治研修所)

② 旅費が過払いとなっていたもの

立川市への出張命令を受けた職員が、用務開始前に私事旅行で大阪市に到着していたが那覇市から東京都への往路の航空運賃を支給し、旅行命令より1日早く帰沖したにもかかわらず旅行雑費と食卓料を支給していたため、34,120円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(人事課)

○ 企画部

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日に休職している職員に同手当を支給したため、76,502円が過払いとなっていた。(交通政策課)

通勤手当の支給に当たって、給与システムへの入力ミスにより、107,400円が不足払いとなっていた。(農業研究センター名護支所)

[財産]

① 公有財産の管理が適正でなかったもの

土地改良法による換地処分により、土地の地目、面積等の変更があったが公有財産台帳の整理がされていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(農業研究センター)

○ 文化環境部

(1) 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

再任用職員の通勤手当の支給に当たって、満額支給すべきところを100分の50減額して支給したため、60,500円が不足払いとなっていた。 (県立芸術大学)

6月期及び12月期の勤勉手当の支給に当たって、欠勤による除算期間を誤ったため、59,011円が過払いとなっていた。 (県民生活センター)

○ 福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調 定 額 に 対する割合 | 対前年度増加率 |
|---------------------|--------------|------------------|----------------------------------------|
| 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入 | 301,603,393円 | 66.0% | 0.8% |
| 違約金及び延納利息 | 5,207,900円 | 82.2% | 1.1% |
| | | | (青少年・児童家庭課、各福祉保健所) |
| 児童福祉施設負担金 | 132,508,046円 | 93.5% | 4.5% |
| | | | (青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、北・中・南部福祉保健所) |
| 児童扶養手当返還金 | 102,692,478円 | 99.9% | 0.7% |
| | | | (青少年・児童家庭課) |
| 生活保護費返還金 | 77,060,132円 | 63.9% | 24.6% |
| | | | (福祉・援護課、各福祉保健所) |
| 心身障害者扶養 共済事業費負担金 | 17,517,180円 | 60.3% | 4.6% |
| | | | (障害保健福祉課) |

| | | | |
|---------------------|------------|-------|--------------------|
| 看護師等修学資金 貸付金元金収入 | 6,797,232円 | 27.0% | 106.3% (医務・国保課) |
| 建物使用料等 | 2,191,342円 | 13.8% | 61.2% (福祉・援護課) |

② 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金50,262,030円が収入未済となっていた。

債権の適切な管理と回収に努める必要がある。(青少年・児童家庭課)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当を支給するに当たって、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後修正されている。

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇の除算期間を誤ったため31,804円が不足払いとなっていた。(中央食肉衛生検査所)

臨時的任用職員(12人)の12月期の期末・勤勉手当を支給するに当たって、期間率を誤ったため期末手当1,977,487円、勤勉手当1,059,369円が不足払いとなっていた。

(首里厚生園)

② 旅費が過払いとなっていたもの

旅費の支給に当たって、宿泊施設が指定された研修においては実費宿泊料を支払うべきところを、定額宿泊料を支払ったため33,740円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後修正されている。(動物愛護管理センター)

③ 通信運搬費の執行が適正でなかったもの

郵便切手を必要以上に保有しており、毎年度持ち越されていた。(北部福祉保健所)

④ 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払い期限をすぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額42,006円が不経済支出となっていた。(中部福祉保健所)

(2) 事務に関する事項

① 証紙の消印等がなかったもの

入学願書の受理に当たって、ちょう付された証紙に消印しなければならないが、消印が押されていなかった。また、証紙収納簿への登記がされていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(浦添看護学校)

○ 農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調 定 額 に 対する割合 | 対前年度増減率 |
|---------------------|--------------|------------------|---------|
| 農業改良資金 貸付金元利収入 | 566,333,099円 | 85.5% | △2.7% |
| 違約金及び延納利息 | 83,436,487円 | 99.4% | △0.2% |
| | | | (農政経済課) |
| 沿岸漁業改善資金 貸付金元利収入 | 95,682,000円 | 66.7% | 2.8% |
| 違約金及び延納利息 | 2,804,654円 | 88.7% | 19.9% |
| | | | (水産課) |
| 林業改善資金 貸付金元利収入 | 47,195,000円 | 86.2% | 0% |
| 違約金及び延納利息 | 238,528円 | 100.0% | 0% |
| | | | (森林緑地課) |

② 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金2,074,762,515円が収入未済となっていた。

債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(営農支援課、畜産課、農地水利課、農村整備課、漁港漁場課)

③ 収納金の払い込みが遅延していたもの

収納金の指定金融機関への払い込みが遅延しているものがあつた。収納した現金は、原

則としてその日に指定金融機関に払込まなければならないが、4日から9日遅延しているものがあつた。財務規則に基づく適正な処理が必要である。

なお、この事項については、指摘後更正されている。

(農業大学校)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなつていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなつていたものが次のとおりあつた。

なお、この事項については、指摘後更正されている。

通勤手当の支給に当たつて、転居に伴い、支給要件の確認が十分でなかつたため、

209,600円が不足払いとなつていた。

(北部農林水産振興センター)

6月期の勤勉手当の支給に当たつて、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたつて勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、63,372円が過払いとなつていた。

(北部農林水産振興センター)

② 賃金が不足払いとなつていたもの

賃金の支給に当たつて、支給要件の確認が十分でなかつたため、34,900円が不足払いとなつていた。

なお、この事項については、指摘後更正されている。

(中部農業改良普及センター)

○ 観光商工部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあつた。引き続き徴収に努力する必要がある。

}

| 事 項 | 収入未済額 | 調 定 額 に 対する割合 | 対前年度増加率 |
|--------------------------|----------------|------------------|---------|
| 小規模企業者等設備 導入資金貸付金元利収入 | 3,829,769,480円 | 85.7% | 5.3% |
| 違約金及び延納利息 | 61,558,857円 | 98.9% | 0% |

(経営金融課)

② 国庫補助金の早期受入を要するもの

国庫補助金について金融人材育成支援事業及び情報産業核人材育成支援事業の概算払い請求が可能であるにもかかわらず、請求を怠っているものがあつた。事業の進捗状況に合わせて適宜に請求する必要がある。

(情報産業振興課)

③ 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金497,223,300円が収入未済となつていた。

債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(観光振興課、新産業振興課、企業立地推進課)

[支 出]

① 給与が不足払いとなつていたもの

6月期の勤勉手当の支給に当たって期間率を誤って支給したため、42,759円が不足払いとなつていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(交流推進課)

② 支出負担行為が遅れていたもの

企業ミーティング・CSRツーリズム促進事業、海外事務所活動支援事業、福建・沖縄友好会館運営事業の委託契約を締結するとき及び海外事務所管理運営費補助金の交付決定をするときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(観光振興課、産業政策課)

○ 土木建築部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減

少しているが、依然として多額であり、引き続き徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調 定 額 に 対する割合 | 対前年度増加率 |
|---------|--------------|------------------|---------|
| 県営住宅使用料 | 734,331,980円 | 13.4% | △3.3% |

(住宅課)

② 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金3,428,136,495円が収入未済となっていた。

債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、港湾課、空港課、
都市計画・モノレール課、下水道課、住宅課)

マリナー施設使用料の収入未済額は、1,893,379円になっている。法令に基づき債権の適切な管理を図るとともに回収に努める必要がある。(中部土木事務所)

③ 土地貸付事務が適正でなかったもの

土地貸付に当たって、求積図などの貸付面積を確定できる書類がなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(下地島空港管理事務所)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、80,207円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。(南部土木事務所)

② 支出負担行為の遅れ及び検査調書の未作成があったもの

沖縄県指定道路台帳整備事業委託料の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。(建築指導課)

金武湾港（平安座南地区）土砂流出防止対策工事及び那覇北中城線事業化資料作成業務委

託、胡屋泡瀬線仲宗根貝塚発掘調査業務委託の契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、工事及び委託業務の完了後に整理していた。(中部土木事務所)

道路植栽樹木管理会活動推進業務委託料の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。また、委託に係る検査調書が作成されていなかった。(中部土木事務所)

[契 約]

① 随意契約事務が適正でなかったもの

随意契約に当たっては、特別の事情がない場合は財務規則に基づき2人以上から見積書を徴取すべきであるが、1人から見積書を徴取していた。(宮古土木事務所)

[財 産]

① 物品の管理が適正でなかったもの

伊良部大橋第4期記録映画及び新石垣空港建設記録映画のオリジナルフィルム等成果品並びに新石垣空港模型は、財務規則に基づき備品台帳に登録すべきであるがされていなかった。なお、この事項については、指摘後は正されている。

(宮古土木事務所、新石垣空港建設事務所)

○ 企 業 局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金1,796,200,930円については、適切な債権管理と回収に努める必要がある。(総務企画課)

○ 病院事業局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成20年度末における医業未収金(個人負担分)は1,795,116,962円と多額になっており、前年度末より49,476,882円(2.8%)増加している。未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。(県立病院課、各県立病院)

② 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金801,930,885円については、適切な債権管理と回収に努める必要がある。(県立病院課)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

扶養手当の支給に当たって、扶養親族の年金額の改定により所得が130万円以上見込まれ、支給要件を欠いていたが、確認を怠ったため、扶養手当、期末・勤勉手当等が520,647円の過払いとなっていた。(宮古病院)

単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤り、41,000円が不足払いとなっていた。(八重山病院)

住居手当の支給に当たって、給与システム入力ミスにより職員Aは135,000円、職員Bは60,000円が不足払いとなっていた。(北部病院、八重山病院)

通勤手当の支給に当たって、変更届けの申請がなかったため、職員Aは64,653円が過払いとなっていた。病気休暇を取得した職員の復職に伴う支給開始月を誤ったため、職員Bは41,400円、職員Cは38,500円が不足払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

6月期及び12月期の期末手当の支給に当たって、休職期間の除算期間を誤ったため、職員Aは105,601円、職員Bは136,439円、職員Cは67,584円が不足払いとなっていた。また、臨時的任用職員の在職期間を誤ったため、61,767円が不足払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター、宮古病院)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、休職期間の除算期間を誤ったため、職員Aは35,788円、職員Bは52,957円が過払い、職員Cは48,878円が不足払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

医師手当の支給に当たって、業務従事日数の確認が十分でなかったため、60,000円が不足払いとなっていた。
(南部医療センター・こども医療センター)

② 旅費が過払いとなっていたもの

旅費の支払いに当たって、研修会の宿泊料及び長期研修の旅行雑費を誤ったため、職員Aは39,200円、職員Bは60,970円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。
(北部病院)

赴任旅費の支払いに当たって、勤務地から計算すべきものを、自己都合による滞在先から計算したため、63,410円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。
(八重山病院)

③ 委託料の支払いが遅延していたもの

県立病院診療材料費縮減支援業務及び県立病院の外部委託見直しに関する調査業務について業務完了確認を怠ったため、委託料支払いが、著しく遅れていた。
(県立病院課)

[契 約]

① 予定価格調書が作成されていなかったもの

自己血受託契約に際し、財務規則に基づき100万円以上の随意契約については、予定価格調書の作成が必要であるにもかかわらず、作成されていなかった。

(南部医療センター・こども医療センター)

② 契約書が作成されていなかったもの

薬品及び診療材料の購入に当たって、契約書が作成されていなかった。
(精和病院)

(2) 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

平成20年度におけるレセプトの過誤による返戻状況は0.87%で、前年度に比べて0.03ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(県立病院課、各県立病院)

② 実地たな卸表が作成されていなかったもの

決算手続き及び財務諸表作成に必要な薬品、診療材料の実地たな卸表が作成されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。

(精和病院)

○ 教育庁

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 債権の管理と回収に努める必要があるもの

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金1,282,315,440円が収入未済となっていた。

債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(施設課、文化課)

[支出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は是正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、138,346円が過払いとなっていた。

(那覇商業高等学校)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、89,566円が過払いとなっていた。

(中頭教育事務所)

住居手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、49,000円が不足払いとなっていた。

(中頭教育事務所)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、37,659円が過払いとなっていた。

(八重山教育事務所)

[財 産]

① 公有財産の管理が適正でなかったもの

図書館敷地内にある樹木について、公有財産規則に基づき公有財産台帳へ登載すべきであるがなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(県立図書館)

取得した施設用地内の土地(3筆)の所有権移転登記がなされていなかった。

適正な処理に努める必要がある。

(石川少年自然の家)

○ 警 察 本 部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

| 事 項 | 収入未済額 | 調 定 額 に 対する割合 | 対前年度増加率 |
|-----------|--------------|------------------|---------|
| 放置駐車車両違反金 | 108,386,000円 | 22.9% | 120.4% |

(交通指導課)